

輪島市監査公表第16号

平成26年10月20日付発監査第137号の監査結果報告に基づき、輪島市長より措置を講じた旨の通知があったので、地方自治法第199条第12項の規定に基づき、次のとおり公表します。

平成27年 3月10日

輪島市監査委員 湊

良作



輪島市監査委員 中山

勝





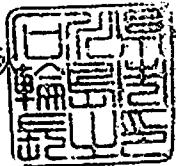
收 環 第 2 4 4 号

平成 27 年 3 月 3 日

輪島市監査委員 湊 良 作 様

輪島市監査委員 中 山 勝 様

輪島市長 梶 文 秋



定期監査等の結果に基づく措置の通知について

定期監査等の結果に基づき、又は当該監査の結果を参考として講じた措置について、地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 199 条第 12 項の規定により、別紙のとおり通知いたします。

(別 紙)

監査対象機関

環境対策課

監査執行年月日

平成26年10月10日

監査の結果	措置の内容	措置状況
①火葬場使用料滞納について 火葬場使用料の滞納者には、連絡を取り分納に努めているが、いま一度、滞納者の状況を十分調査をし、不能欠損の取り扱いも念頭にいれ課内一丸となり、滞納削減に取り組まれたい。	火葬場使用料の滞納については、引き続き分納等により滞納額削減に努めたい。 また、滞納整理システムを活用して税務課と協力し、調査した結果を基に、徴収できないものについては不納欠損処理を行いたい。	措置方針等